

都留市厚原牛石地区工業団地分譲要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、厚原牛石地区工業団地(以下「工業団地」という。)を分譲するための必要な措置を講ずることにより、工業団地の健全かつ適正な分譲を図り、もって都留市における産業の育成と振興に寄与することを目的とする。

(資格要件)

第 2 条 工業団地の分譲を受けようとする企業(以下「申込企業」という。)は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 工業団地において、製造業に係る工場、事務所、研究開発施設等(以下「施設等」という。)を建設し、事業を営む企業であること。
- (2) 施設等の建設並びに経営に必要な資力及び信用を有する企業であること。
- (3) 土地売買代金を確実に支払う能力のある企業であること。
- (4) 当該工業団地への進出計画が適正な企業であること。
- (5) 分譲が決定した日から 3 年以内に操業を開始できる企業であること。
- (6) 公害について、関係法令を遵守し、自らの責任において予防及び防除の措置を十分に講ずることができる企業であること。
- (7) 工業団地の排水路利用に関する賦課金を負担できる企業であること。
- (8) 都留市暴力団排除条例(平成 24 年都留市条例第 12 号)第 2 条第 1 項に該当しないこと及び同条第 3 号に該当する者を雇用していないこと。

(区画の分譲)

第 3 条 区画の分譲は、他の企業からの申込状況や区画の形状等を総合的に勘案しながら判断するものとする。

(分譲申込の手続)

第 4 条 申込企業は、工業団地分譲申込書(様式第 1 号)に次に掲げる資料を添え、市長に提出するものとする。

- (1) 企業概要書 (様式第 2 号)
- (2) 事業計画書 (様式第 3 号)

- (3) 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
 - (4) 定款の写し
 - (5) 直近3年分の決算書
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (審査基準及び決定方法)

第5条 市長は、前条の規定による分譲申込があったときは、次に掲げる審査基準に基づき、都留市企業誘致審査委員会(以下「委員会」という。)の審査結果を踏まえ、分譲の適否を決定する。

- (1) 経営が安定し、成長性及び将来性に優れていること。
- (2) 事業計画及び施設の建設計画が具体的で、必要な資力及び資金計画があること。
- (3) 地域における雇用創出が期待でき、人口増加が見込めること。
- (4) 地域貢献活動に積極的であること。
- (5) 市内企業と多方面にわたる新規の取引又は取引の拡大が見込めること。
- (6) 大気汚染、騒音等の公害防止対策が確立され、周辺環境が良好に保全できること。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、分譲決定(不決定)通知書(様式第5号)により申込企業に通知する。

(都留市企業誘致審査委員会の設置等)

第6条 前条第1項の規定による決定をするに当たり必要な審査を行うため、委員会を設置する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民部長、福祉保健部長、産業建設部長、企画課長、財務課長、地域環境課長、建設課長、上下水道課長及び産業課長
- (2) その他市長が必要と認める市職員

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長は、産業建設部長をもって充てる。

- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が招集し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 7 委員会は、前条第 1 項の規定による決定事項についての審査結果を市長に報告するものとする。
- 8 委員長は、審査の際に、識見を有する者の意見を聴取することができる。
- 9 委員会の庶務は、産業建設部産業課において処理する。

(建設計画の変更)

第 7 条 分譲決定企業は、やむを得ない理由により建設計画を変更しようとするときは、工業団地変更申込書(様式第 7 号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(分譲決定の取消し)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第 5 条第 2 項の分譲決定を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条第 5 号に違反したとき。
- (2) 建設計画に従って工場等を建設しなかったとき。
- (3) 前条の承認を受けずに建設計画を変更したとき。
- (4) 山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和 50 年山梨県条例第 12 号)その他関係法令に違反したとき。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する

様式第 1 号(第 4 条関係)

工業団地分譲申込書

年 月 日

都留市長 様

所在地

企業名

代表者名

厚原牛石地区工業団地の分譲を受けたいので、関係書類を添えて申し込めます。

記

1 購入予定面積 m^2 (坪)

2 添付書類

- ・企業概要書(様式第 2 号)
- ・事業計画書(様式第 3 号)
- ・法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
- ・定款の写し
- ・直近 3 年分の決算書
- ・暴力団排除に関する誓約書(様式第 4 号)

企 業 概 要 書

年 月 日現在

企 業 名				
所 在 地				
代表者職氏名				
設立年月日	年 月 日			
企 業 略 歴				
事 業 内 容	(日本標準産業分類：)			
資 本 金	千円			
従 業 員	正 規	従 業 員 数	人	
		平均勤続年数	年	
		平均年齢	歳	
	非正規	従 業 員 数	人	
業 績 (直近3年間)	期 別	年 月期	年 月期	年 月期
	売上高	千円	千円	千円
	経常利益	千円	千円	千円
	純利益	千円	千円	千円
主 要 売 上	事業内容			
	比率(%)	%	%	%
主 要 株 主	名 称			
	株 数	株	株	株
	比率(%)	%	%	%

主要取引先	名 称			
	年間取引額	千円	千円	千円
主要取引金融機関	名 称			
工場・事業所等の名称所在地				
特許取得状況及び実績効果				
成長戦略 (中長期計画)				
特記事項				

事業計画書

1 事業内容

進出理由	
分譲地に計画する事業内容 ※上記事業に国・県の補助金を活用する場合は、その旨を記載	
事業開始予定時期	年 月頃
主要製品名	

2 建物建設計画

区分	1期	2期	3期
時期	年頃	年頃	年頃
用途			
構造			
建築面積	m ²	m ²	m ²
延床面積	m ²	m ²	m ²
階数、高さ	階 m	階 m	階 m
着工時期	年 月頃	年 月頃	年 月頃
竣工時期	年 月頃	年 月頃	年 月頃

3 設備投資計画

区分	1期	2期	3期
建設費	百万円	百万円	百万円
機械設備費	百万円	百万円	百万円
計	百万円	百万円	百万円

4 資金計画

区分	1期	2期	3期
自己資金 金額/割合	百万円 %	百万円 %	百万円 %
借入金 金額/割合	百万円 %	百万円 %	百万円 %

その他 金額/割合	百万円 %	百万円 %	百万円 %
計 金額/割合	百万円 %	百万円 %	百万円 %

5 売上高見込み

操業開始年度	百万円
第2年度	百万円
第3年度	百万円
第4年度	百万円
第5年度	百万円

6 雇用計画

配置計画		内訳			
生産計画の事業計画 期間別	配置人数	配置替え		新規採用	
					うち地元採用
1期	人	正規	人	人	人
		非正規	人	人	人
2期	人	正規	人	人	人
		非正規	人	人	人
3期	人	正規	人	人	人
		非正規	人	人	人

7 インフラ使用計画

区分		1期	2期	3期
電力	高圧・特別高圧・有無 (○で囲む)	kwh	kwh	kwh
	高圧・特別高圧・無			
工業用水	地下水利用の有無 (○で囲む)	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	有・無			
生活用水		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
工業排水		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日

8 輸送計画

区分		1期	2期	3期
仕入れ	輸送量	t/月	t/月	t/月
	大型車	日/月	日/月	日/月

出荷	輸送量	t/月	t/月	t/月
	大型車	日/月	日/月	日/月

9 地域貢献の取組計画

(1) 地域貢献活動

--

(2) 市内企業との新規の取引・取引の拡大の見込み

--

10 その他

--

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

都留市長 様

所在地

企業名

代表者名

私は、下記の事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、応募資格の喪失等、都留市が行う一切の措置に対し、異議の申し立てを行いません。

なお、必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を都留市から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己、自己の法人及びその他団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号)に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - (3) 暴力団員等によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員等によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自己の法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員等と密接な交友関係を有する者
- 2 1に掲げる者(以下「暴力団等」という。)をこの事業に係る下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己、自己の法人及びその他団体の役員等又は下請契約等の相手方が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、都留市に報告し、警察に通報します。

以上

様式第5号(第5条関係)

分譲決定（不決定）通知書

年 月 日

様

都留市長

印

年 月 日付けで分譲申込みのあった厚原牛石地区工業団地の下記の用地について、審査の結果、分譲することに決定（不決定）しましたので通知します。

記

購入予定面積

m² (坪)

様式第6号(第7条関係)

工業団地変更申込書

年 月 日

都留市長 様

所在地

企業名

代表者名

年 月 日付で分譲申込みしたこのことについて、下記のとおり建設計画を変更したいので、承認を得たく申込します。

記

1 変更内容

2 添付書類

変更内容のわかる資料